

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の構成
(都市計画法第 34 条第 11 号・第 12 号)

法第 34 条第 11 号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例

(平成 14 年 3 月 27 日茨城県条例第 26 号) 第 4 条

◇ 区域指定

法第 34 条第 12 号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例

(平成 14 年 3 月 27 日茨城県条例第 26 号) 第 6 条

第 6 条第 1 項第 1 号・第 2 号

◇ 区域指定

第 6 条第 1 項第 3 号

◇ 既存集落内の出身者のための自己用住宅の取扱いについて

第 6 条第 1 項第 4 号

◇ 小規模既存集落内の出身者のための自己用住宅の取扱いについて

第 6 条第 1 項第 5 号

◇ 世帯分離のための自己用住宅の取扱いについて

第 6 条第 1 項第 6 号

◇ 既存建築物の建替等に係る自己用住宅の取扱いについて

第 6 条第 1 項第 7 号

◇ 道路の位置の指定を受けた造成区域内における住宅等の取扱いについて

第 6 条第 1 項第 8 号

◇ 収用対象事業の施行により市街化調整区域内に移転する場合の取扱いについて